

SuMPO環境ラベルプログラム 意見公募結果報告書

| 報告日 | | 2023年11月1日 | | | |
|-----------|-----|---------------------------|--|---|--|
| 意見公募実施期間 | | 2023年10月18日 ～ 2023年10月31日 | | | |
| PCR原案受付番号 | | PDE-211 | | | |
| 製品の属する分類 | | 塗料及び化学的前処理剤（中間財） | | | |
| 意見番号 | NO. | 該当項目 | 御意見の内容 | 御意見の理由 | 御意見に対する考え方 |
| 1 | 5-2 | 5-2.カットオフ基準およびカットオフ対象 | ・原材料は、水および容器包装材を除く総投入量の1%までと記載されておりますが、水性塗料の溶剤として使用する「水」は、カットオフを考える際に、投入量として含まれるのか、不詳。 | 左記の文章では、投入量を求める際の対象に含めないと解釈することもできるため、事実上、有機溶剤系塗料と比較し、カットオフの対象とできる数値が大きくなるのでは無いか？ | 水性塗料の溶媒としての水は投入量に含まれます。ご意見の通り溶剤系でも水性系でも、カットオフ基準に相違が無いようにしています。 |
| 2 | 5-2 | 5-2.カットオフ基準およびカットオフ対象 | ・原材料は、水および容器包装材を除く総投入量の1%までと記載されておりますが、水は含めた方が良いのでは無いですか？ | 水と言っても、上水の場合は、気候変動 IPCC 2021 GWP 100aでは、かなり小さい為、左記の文章になったのでしょうか？塗料の原料として、一般的に使用する脱イオン水（IDEA名では、純水、イオン交換膜法に該当すると考えます）の2次データは、無視出来ないと考えます。 | 水は投入量に含まれます。 |
| 3 | 7-3 | 7-3.一次データ収集方法および収集条件 | 【調達する原材料の製造の一次データ収集に関する特例】について。これは樹脂について、IDEAなどに記載されている樹脂の原単位を用いずに計算する際の特例か？ | ちなみに、PA-166413-AB-05（ふっ素塗料 中間財）にはこの特定の記載なし。 | ご質問の通り特例です。例えば、アクリル樹脂を製造（合成）する際のエネルギー等のデータが無い場合は、附属書D.1 樹脂製造時の活動量データに記載の「電気0.233kWh、蒸気0.376kg、…」を活動量として使用してよいことを示しています。 |
| 4 | 全般 | 全般 | 本PCRより先に日本塗料工業会発行の塗料製造におけるLCA算定マニュアルが発行されておりますが、ご存じでしょうか？今回のPCRは、上記マニュアルを踏まえた上でのPCRとして設定して頂きたい。 | 塗料製造におけるLCA算定マニュアルと今回のPCRの両者を比較すると、内容として完全に同じ事が記載されている訳ではありません。先に認知されている塗料製造におけるLCA算定マニュアルからの個々の変更理由を示して頂く必要があると考えます。 | 本PCR策定に当たり、ふっ素塗料PCR（中間財）及び日本塗料工業会のLCA算定マニュアルを参考にしました。なお、日本塗料工業会マニュアルは「塗料工業会の統一基準に則って、簡単に取組めるよう」にすることを目的としており、さらにPCRとは構成が異なることや、「原料の輸送に関わる情報は算出の対象外としてもよい」としている点などエコリーフ取得においては補足が必要な点が多々あるため、本PCRの策定に至りました。 |
| 5 | 全般 | 全般 | 今回のPCRにおいて、算出されたデータ等については、他社とは比較出来ないという旨の文言をPCR内に記載する事が必要と考えます。 | 今回のPCRの内容では、各社の用いた算出データ等によっては、1次データ、2次データの混在、尺度（ものさし）の違い等が原因で、正確な比較は出来ないと考えます（PDE-211を除くPCRには、他社とは比較できない旨のコメントが記載されているものも有りました）。 | 本PCRの12-9【製品間比較に関する規定】に、「中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。」と記載しています。 |
| 6 | 5-1 | 5-1.製品システム（データの収集範囲） | 自動車、工業塗料などB to Bの市場においては、Scope 3 カテゴリー11の塗料の使用段階でのCO2排出量がLCA全体の中で占める割合として最も多く、次に原料由来が多いのに対して塗料製造段階は極めて小である。この解釈を踏まえた上で、生産におけるCO2排出量についての算定方法として、以下の考え方についての記載もして頂きたい。例えば、①製造時に使用するエネルギーデータの総量から、CO2データに換算し、生産量で按分し、製品毎の製造由来のCO2排出量を算出する方式②製造 | 代表塗料種毎のCO2塗料製造段階のCFPを製品毎に細かくデータを取得して確度の高いデータが得られる一方、背反として、工数、費用等が、かなり掛かってしまう。全ての工場、関連会社、サプライチェーン全体で取り組む事が重要であると言われておりますので、より実用的な方法にして頂きたいと思っております。 | ご提案の算定方法については、「SuMPO環境ラベルプログラム 算定・宣言規程（総則、要求事項）」「1.8.3. 一次データの収集方法の原則」において記載がある一般的な方法であるため、本PCRで具体的な明記は必要ないと考えます。 |
| 7 | 5-1 | 5-1.製品システム（データの収集範囲） | 次のライフサイクル段階を対象とする。 ・製造段階 【A1】原材料の調達に係るプロセス 【A2】原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】製品の製造に係るプロセス 塗料の使用段階を含めたLCAにはなっていない。 | 日本塗料工業会発行で作成した塗料製造におけるLCA算定マニュアルにしても、今回のPCRにしても、塗料の使用の段階については対象範囲外となっております。WBCSDが提唱するLCA全体を考えた削減貢献量、使用段階も含むという考え方もありますので、参考にしながら、今後、塗料の使用の段階を含むPCR、ガイドラインの制定を考えて頂きたい。 | 本PCRは中間財としてのPCRのため、使用段階を含んでいません。また、塗料の使用段階を含むPCRやガイドラインの制定については、ご意見者様の方でもご検討頂いても宜しいかと存じます。 |